

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	自衛隊の船舶及び通信機械等の動力源の用途の軽油に係る課税免除の特例措置の恒久化 (自衛隊の船舶及び機械等の用途) ・船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り ・自衛隊が通信の用に供する機械、自動車その他これらに類するものの電源又は動力源に供する軽油の引取り
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・ 拡充 ・延長】 【 単独 ・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 軽油引取税については、都道府県知事から免税証の交付があった場合又は都道府県知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さないこととされている。一方、現行制度において、防衛省・自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等(ナンバー取得の無い自動車やレーダー、射撃統制装置、音波機械等並びに通信の用に供する機械及びレーダーの整備用機械等)に使用する軽油については、令和3年3月31日までの間、軽油引取税の課税が免除されている。 《要望の内容》 現行の課税免除措置の対象となっている自衛隊の船舶等は、極めて公益性の高い任務に従事していることから、その軽油に係る軽油引取税を課税されるべき性質ものではない。その上で、限られた予算の中にあっても必要な軽油を十分に確保する必要があることから、本租税特別措置を引き続き延長するとともに、自衛隊の活動が将来にわたるものであること等を踏まえ、恒久化を要望するものである。 《関係条項》 ・地方税法(昭和25年法律第226号)附則第12条の2の7第1項第1号及び第2号 ・地方税法施行令(昭和25年政令245号)附則第10条の2の2第1項及び第2項 ・地方税法施行規則(昭和29年総理府令23号)附則第4条の7第1項
5	担当部局	防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官(情報・武器・車両担当)
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 平成30年度～
7	創設年度及び改正経緯	昭和31年度創設 昭和32年度軽油引取税額について改正(1kl当たり、2,000円増額) 昭和34年度軽油引取税額について改正(1kl当たり、2,400円増額) 昭和36年度軽油引取税額について改正(1kl当たり、2,100円増額) 昭和39年度軽油引取税額について改正(1kl当たり、2,500円増額) 昭和51年度軽油引取税額について改正(1kl当たり、4,500円増額)

		<p>昭和54年度軽油引取税額について改正(1kl当たり、4,800円増額) 平成5年度軽油引取税額について改正(1kl当たり、7,800円増額) 平成20年度軽油引取税額について改正(1kl当たり、17,100円減額)</p> <p>同 軽油引取税額について改正(1kl当たり、17,100円増額)</p> <p>平成21年度軽油引取税を目的税から普通税に変更</p>
8	適用又は延長期間	恒久化
9	<p>必要性等</p> <p>① 政策目的及びその根拠</p>	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>①平素から、我が国が持てる力を総合して、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出②我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止、③万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化すること。</p> <p>これらの目的の実現に資するため、平素からの警戒監視活動、海賊対処、弾道ミサイル対処、災害派遣等の各種任務を確実に遂行していく必要がある、これらの任務に使用する船舶及び通信機器、レーダー等の機械等に使用する軽油についても確実に確保していく必要がある。一方で、軽油には地方税法に基づく軽油引取税が課税されるが、前述のような自衛隊の活動は、国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空及び主権・独立を守り抜くための極めて公益性の高いものであることから、自衛隊の船舶等に使用する軽油については課税されるべき性質のものではない。</p> <p>その上で、これらの軽油に対する軽油引取税については、平成21年度税制改正で非課税措置が創設されて以来、3年毎に延長されてきており、当該非課税措置は、限られた予算の中にあっても必要な軽油を確保する上で、極めて高い政策効果があったと言える。</p> <p>現在の非課税措置は令和3年3月31日で期限を迎えるものの、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさと不確実性を増す中、自衛隊の船舶等に使用する軽油については、引き続き確実に確保していく必要がある。しかしながら、仮に当該非課税措置が終了した場合、格段に厳しさを増す財政事情と国民生活に関わる他の予算の重要性等を勘案すれば、相当額の防衛費の増額は極めて困難であるため、既存の予算の枠内で課税分の経費を捻出することとなり、この場合、自衛隊の任務遂行に重大な影響を及ぼしかねない。</p> <p>以上のことから、極めて公益性の高い自衛隊の任務を確実に遂行するためには、自衛隊の船舶等で使用する軽油については引き続き非課税措置とする必要がある。加えて、当該非課税措置がこれまで果たしてきた役割や自衛隊の任務が将来にわたるものであることを踏まえれば、恒久的な非課税措置とすることが必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 国家安全保障戦略(平成25年12月17日国家安全保障会議決定及び閣議決定)(抄)</p> <p>II 国家安全保障の基本理念</p>

現在、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増していることや、我が国が複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面していることに鑑みれば、国際協調主義の観点からも、より積極的な対応が不可欠となっている。我が国の平和と安全は我が国一国では確保できず、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で、国際社会の平和と安定のため一層積極的な役割を果たすことを期待している。

これらを踏まえ、我が国は、今後の安全保障環境の下で、平和国家としての歩みを引き続き堅持し、また、国際政治経済の主要プレーヤーとして、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していく。

(中略)第1の目標は、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために、必要な抑止力を強化し、我が国に直接脅威が及ぶことを防止するとともに、万が一脅威が及ぶ場合には、これを排除し、かつ被害を最小化することである。第2の目標は、日米同盟の強化、域内外のパートナーとの信頼・協力関係の強化、実地的な安全保障協力の推進により、アジア太平洋地域の安全保障環境を改善し、我が国に対する直接的な脅威の発生を予防し、削減することである。第3の目標は、不断の外交努力や更なる人的貢献により、普遍的価値やルールに基づく国際秩序の強化、紛争の解決に主導的な役割を果たし、グローバルな安全保障環境を改善し、平和で安定し、繁栄する国際社会を構築することである。

○ 平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について(平成30年12月18日国家安全保障会議決定・閣議決定)(抄)

Ⅲ 我が国の防衛の基本方針

(前略)防衛の目標として、まず、平素から、我が国が持てる力を総合して、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出する。また、我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止する。さらに、万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化する。

これらの防衛の目標を確実に達成するため、その手段である我が国自身の防衛体制、日米同盟及び安全保障協力をそれぞれ強化していく。これは、格段に変化の速度を増し、複雑化する安全保障環境に対応できるよう、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における優位性を早期に獲得することを含め、迅速かつ柔軟に行っていくかなければならない。(後略)

Ⅳ 防衛力強化に当たっての優先事項

2 領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項

(3) 持続性・強靱性の強化

平時から有事までのあらゆる段階において、必要とされる各種

活動を継続的に実施できるよう、後方分野も含めた防衛力の持続性・強靱性を強化することが必要である。

このため、弾薬、燃料等の確保、海上輸送路の確保、重要インフラの防護等に必要な措置を推進する。特に、関係府省等とも連携を図りつつ、弾薬、燃料等の安全かつ着実な整備・備蓄等により持続性を向上させる。また、自衛隊の運用に係る基盤等の分散、復旧、代替等により、多層的に強靱性を向上させる。さらに、従来の維持整備方法の見直し等により、より効果的・効率的な維持整備を図り、装備品の高い可動率を確保する。

○ 中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)について(平成30年12月18日国家安全保障会議・閣議決定)(抄)

I 計画の方針

(中略)

1 領域横断作戦を実現するため、優先的な資源配分や我が国の優れた科学技術の活用により、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における能力を獲得・強化するとともに、新たな領域を含む全ての領域における能力を効果的に接続する指揮統制・情報通信能力の強化・防護を図る。また、領域横断作戦の中で、宇宙・サイバー・電磁波の領域における能力と一体となって、航空機、艦艇、ミサイル等による攻撃に効果的に対処するため、海空領域における能力、スタンド・オフ防衛能力、総合ミサイル防空能力、機動・展開能力を強化する。さらに、平時から有事までのあらゆる段階において、必要とされる各種活動を継続的に実施できるよう、後方分野も含めた防衛力の持続性・強靱性を強化する。

2 装備品の取得に当たっては、能力の高い新たな装備品の導入と既存の装備品の延命や能力向上等を適切に組み合わせることにより、必要かつ十分な「質」及び「量」の防衛力を効率的に確保する。その際、研究開発を含む装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化等によるライフサイクルコストの削減に努め、費用対効果の向上を図る。また、最先端技術等に対して選択と集中による重点的な投資を行うとともに、研究開発のプロセスの合理化等により研究開発期間を大幅に短縮する。

3～5 (略)

6 格段に厳しさを増す財政事情と国民生活に関わる他の予算の重要性等を勘案し、我が国の他の諸施策との調和を図りつつ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努める。

III 自衛隊の能力等に関する主要事業

1 領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項

(3) 持続性・強靱性の強化

(ア) 継続的な運用の確保

平時から有事までのあらゆる段階において、部隊運用を継続

		<p>的に実施し得るよう、弾薬及び燃料の確保、自衛隊の運用に係る基盤等の防護等に必要な措置を推進する。</p> <p>(中略)燃料の確保については、有事の燃料供給の安定化の観点から、緊急調達等の実効性を確保するとともに、油槽船を新たに導入するなどの必要な施策を推進する。(後略)</p> <p>○ 国土強靱化基本計画について(平成26年6月3日閣議決定)(抄) 第2章 脆弱性評価 (別紙第1)プログラムごとの脆弱性評価結果</p> <p>2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)</p> <p>2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生</p> <p>2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p> <p>5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない</p> <p>5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止</p> <p>(別紙第3)各プログラムの推進方針</p> <p>2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)</p> <p>2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生</p> <p>2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p> <p>5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない</p> <p>5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>防衛省における政策評価に関する基本計画について(防官企(防)第154号。31. 3. 29)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>基本目標:①平素から、我が国が持てる力を総合して、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出、②我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止、③万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化</p> <p>政策分野: 我が国自身の防衛体制の強化(領域横断作戦に必要な能力の強化における優先事項)</p> <p>施 策: 持続性・強靱性の強化</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>自衛隊の船舶及び通信機器等に使用する軽油は、警戒監視、海賊対処、災害派遣等の各種任務において必要不可欠であり、本租税特</p>

			<p>別措置により、これを課税負担なく十分確保することで各種任務を遂行し、国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空及び主権・独立を守り抜く。</p> <p>(なお、防衛省・自衛隊の任務は防衛という国民全体の利益のために、平素からの警戒監視のほか、海賊対処をはじめとする安全保障協力、弾道ミサイル対処、災害派遣活動等の半永久的に起こり得る各種事態等に対応することが求められているため、定量的に目標を示すことは困難である。)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本租税特別措置により、自衛隊が使用する船舶及び通信機械等を運用するために必要な軽油を限られた予算の中で十分に確保するという目標が達成できれば、自衛隊が各種任務を確実に遂行することができ、ひいては国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空及び主権・独立を守り抜くことが可能となるため、防衛省の政策目的に対して大きく寄与することとなる。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>○ 過去の実績</p> <p>平成29年度 470,642kl 平成30年度 504,980kl 令和元年度 494,094kl</p> <p>※ 過去の実績は決算数量。</p> <p>○ 将来の推計</p> <p>令和2年度 560,863kl 令和3年度 507,645kl 令和4年度 507,645kl</p> <p>※ 将来の推計のうち、令和2年度は予算数量、令和3年度及び令和4年度は平成29年度から令和2年度までの平均をもって推計。</p>
		② 適用額	<p>○ 過去の実績</p> <p>平成29年度 24,838百万円 平成30年度 40,082百万円 令和元年度 35,233百万円</p> <p>※ 過去の実績は決算額。</p> <p>○ 将来の推計</p> <p>令和2年度 35,993百万円 令和3年度 34,037百万円 令和4年度 34,037百万円</p> <p>※ 将来の推計のうち、令和2年度は予算額、令和3年度及び令和4年度は平成29年度から令和2年度までの平均をもって推計。</p>
		③ 減収額	<p>○ 過去の実績</p> <p>平成29年度 15,108百万円 平成30年度 16,210百万円 令和元年度 15,860百万円</p>

		<p>○ 将来の推計 令和2年度 18,004百万円 令和3年度 16,295百万円 令和4年度 16,295百万円</p> <p>(算出根拠) 各年度の免税軽油調達(見込)量※1 × 軽油引取税額(1kl当たり32,100円※2)</p> <p>※1 調達量については適用数と同値。将来の推計については調達見込量。 ※2 地方税法第144条の10[税率]、同法附則第12条の2の8[特例])</p>
	<p>④ 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 前回政策評価を実施した平成29年度における政策目的「各種活動を下支えする防衛力の「質」及び「量」を必要かつ十分に確保し、抑止力及び対処力を高めていくとともに、グローバルな安全保障上の課題等への取組として、国際平和協力活動等をより積極的に実施していくこと」については、周辺海空域における安全確保、弾道ミサイル攻撃への対応、海洋安全保障の確保等の各種施策を確実に実施することにより、達成することができた。</p> <p>同じく達成目標「極めて公共性が高い自衛隊の活動に使用する船舶及び通信機械等を運用するために必要な軽油は、必要不可欠なものであることから、課税負担なく十分に確保することによって、自衛隊の任務を遂行し、国民の生命・財産、領土・領海・領空を確実に守り抜く」ことについては、政策評価実施後も必要な軽油を十分に確保でき、各種任務を確実に遂行したため、実現することができた。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 前回政策評価実施後も、本租税特別措置によって、自衛隊が使用する船舶及び通信機械等を運用するために必要な軽油を課税負担なく確保することができ、その結果、本租税特別措置の適用を受ける船舶等を運用して以下に示すような各種任務を遂行する等、国民の生命・財産、領土、領海、領空を確実に守り抜くことが継続的に実施されている。</p> <p>【参考】前回政策評価実施後に本租税特別措置の適用を受ける自衛隊の船舶等が従事した主な活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソマリア・アデン湾における海賊対処活動 ・北朝鮮による弾道ミサイル対処 ・平成30年7月豪雨に係る災害派遣 ・平成30年北海道胆振東部地震に係る災害派遣 ・令和元年台風15号に係る災害派遣 ・令和元年台風19号に係る災害派遣 ・中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報収集活動 ・令和2年7月前線に伴う大雨に係る災害派遣

			<p>なお、仮に当該非課税措置が終了した場合、相当額の防衛費の増額は極めて困難であるため、既存の予算の枠内で課税分の経費を捻出することとなる。このとき、自衛隊の燃料費を課税分だけ増額した場合には、その分だけ自衛隊の各種活動経費、装備品等の購入費等を削減することとなる。また、既存の燃料費の中で課税分を充当する場合には、従来進めてきた各種効率化努力により既に工夫の余地はないことから、調達可能となる軽油の量が約35%削減されることとなり、いずれの場合でも自衛隊の任務遂行に重大な影響を及ぼしかねない。</p>
		⑤: 税込減を是認する理由等	<p>軽油引取税が免除されたことにより、自衛隊が使用する船舶及び通信機械等を運用するために必要な軽油を確保でき、上記④に示すような極めて公益性の高い各種任務の確実な遂行が図られており、税込減を是認するに足りる十分な理由があると考えられる。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>自衛隊の任務は国として必要不可欠なものであり極めて公益性が高く、自衛隊以外に当該任務を遂行することはできないことから、自衛隊の活動に使用する軽油について非課税とする措置は妥当である。</p> <p>その上で、仮に本租税特別措置が終了した場合に、新たに課税分の予算要求をしたとしても、格段に厳しさを増す財政事情と国民生活に関わる他の予算の重要性等を勘案すれば、防衛関係費全体の増額は困難であるため、他に必要な予算を削減することとなる。この場合、自衛隊の各種任務の遂行に重大な影響が生じる恐れがある。したがって、本租税特別措置は、予算措置によって必要な軽油を確保する場合と比較して適切である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条等に基づき、都道府県知事等は自衛隊に対し災害派遣等を要請できることとされている。また、都道府県知事等の要請に基づかない平素からの警戒監視、海賊対処、弾道ミサイル対処といった各種任務についても、地方公共団体が担うことのできない極めて公益性の高いものである。</p> <p>したがって、上記のような自衛隊の各種任務の遂行に必要な軽油を確保するための本租税特別措置に地方公共団体が協力する相当性は認められる。</p>
12	有識者の見解		<p>自衛隊の活動を考慮すると恒久化は当然の要望。実現に向けて努力されたい。</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		<p>平成29年度(自衛隊の船舶及び通信機械等の動力源の用途の軽油に係る課税免除の特例措置の恒久化)</p>